

協力金の申請簡素化（事業者ごとに判定）

協力金を申請する事業者が、協力金の申請を簡素化できるかどうかをご確認ください。

注意 協力金の給付を受けるには、要件を満たしていることが前提です。

過去に東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給を受けたことがある

YES

NO



令和3年1月8日～2月7日実施分※の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給決定通知を持っている

または



令和3年2月8日～3月7日実施分の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給決定通知を持っている

YES

NO

上記の令和3年1月8日～2月7日実施分、令和3年2月8日～3月7日実施分の協力金の申請時と**申請者名、振込先口座、及び、申請する店舗が同じ**である（複数店舗の場合、申請する店舗がすべて同じ）

YES

NO

簡易申請が可能です。

（店舗情報等の申請項目を簡素化できます。）

令和3年1月8日～2月7日実施分、令和3年2月8日～3月7日実施分の協力金の支給決定通知をお持ちの方で、前回申請時と申請者名、振込先口座、及び、申請する店舗が全て同じである方用

通常申請を行ってください。

左記以外の方用

※令和3年1月12日～2月7日実施分、令和3年1月22日～2月7日実施分を含む。以下同じ。

申請時に準備する書類

申請は、店舗ごとではなく、店舗を運営する事業者単位でまとめて申請願います。

なお、**申請後の店舗追加はできません**。また、**同一事業者による複数回の申請も受け付けられない**ため、申請前に申請する店舗を十分ご確認ください。

注意

令和3年1月8日～2月7日実施分、令和3年2月8日～3月7日実施分の支給決定通知をお持ちの方であっても、**前回申請時と申請店舗(屋号、所在地の変更を含む)が異なる場合、申請者名、振込先口座が変更になった場合は通常申請を行ってください**。

申請に必要な書類		簡易申請	通常申請
		令和3年1月8日～2月7日実施分、令和3年2月8日～3月7日実施分の協力金の支給決定通知をお持ちの方で、前回申請時と申請者名、振込先口座及び申請する店舗が全て同じである方用	左記以外の方用
申請者情報	感染拡大防止協力金申請書	○	○
	誓約書	○	○
	本人確認書類(写し)	省略可	○
	支払金口座振替依頼書	省略可	○
	振込先口座・口座名義人確認書類	省略可	○
店舗ごとに必要	飲食店又は喫茶店の営業許可書(写し)	営業許可期間の更新がない場合省略可	○
	光熱水費等のお知らせ(検針票)又は領収書(写し) ※店舗所在地が記載されているもの	省略可	○
	店舗の内観及び外観がわかる写真	省略可	○
	営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類	○	○
	「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗に掲示している写真(ステッカー記載の店名が判読できるもの)	省略可	○
	コロナ対策リーダーの宣誓書(写し)	○	○